大口町担い手育成総合支援協議会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、担い手育成総合支援事業を実施することにより、効率的かつ 安定的な農業経営及びこれを目指して経営改善に取り組む農業経営者(以下「担 い手」という。)の経営改善支援に取り組むとともに、望ましい農業構造の確立 等に資するため、大口町担い手育成総合支援協議会(以下「協議会」という。) の設置に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事務)

- 第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
 - (1) 担い手育成支援に関すること。
 - (2) 地域貢献担い手確保・育成支援に関すること。
 - (3) 農業サービス事業体支援に関すること。
 - (4) その他農業経営基盤強化促進に関すること。

(組織)

- 第3条 協議会の委員(以下「委員」という。)は、次に掲げる者のうちから10 人以内をもって組織し、町長が委嘱する。
 - (1) 大口町農業委員会委員
 - (2) 愛知県尾張農林水産事務所農業改良普及課職員
 - (3) 愛知北農業協同組合大口支店職員
 - (4) 大口町まちづくり部長
 - (5) その他町長が特に必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

- 第5条 協議会に、会長及び副会長を置く。
- 2 会長は委員の互選により定め、副会長は会長の指名により定める。

- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、半数以上の委員が出席しなければ、会議を開催することができない。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、まちづくり部まちづくり推進課において処理する。 (その他必要事項)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が 協議会に諮って定める。

附 則(平成17年8月31日 大口町告示第95号)

- 1 この要綱は、告示の日から施行し、平成17年7月25日から適用する。
- 2 大口町経営・生産対策推進協議会設置要綱(平成12年大口町告示第111号) は、廃止する。

附 則(平成20年11月13日大口町告示第94号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則(平成21年3月27日大口町告示第66号)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月31日 大口町告示第42号)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(令和2年3月31日 大口町告示第56号)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。